次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関
名称／所在地／実習内容 ［略］ 株式会社トマル／群馬県前橋市総社町総社二千七百八十八番地／畜産農業	名称／所在地／実習内容 ［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１４４５号
横浜市戸塚区名瀬町1797番地１　クレール関野102号、前住所横浜市戸塚区名瀬町367番地９
債務者　遠藤　好和
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　昌人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
大分県速見郡日出町大字豊岡1059番地１
債務者　望月　俊博
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第３０６７号
大阪府箕面市彩都粟生南５丁目13番19号、前住所大阪府箕面市彩都粟生南４丁目１番20―406号
債務者　辻本　欣正
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５号
神戸市長田区東尻池町７丁目６番３号
債務者　木下　和子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４２号
神戸市灘区赤坂通３丁目２番22号
債務者　鶴田ゆかり
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５４号
神戸市須磨区中島町３丁目３番16号
債務者　木邨　和子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２０号
福岡市東区唐原７丁目16番１号
債務者　高田　保馬
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹永光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６１号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目11番７号
債務者　丸山　幸介
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８０号
岡山市東区富士見町１丁目11番２号
債務者　福井　栄治
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１号
岡山市東区富士見町１丁目11番２号
債務者　福井　幸枝
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４号
岡山市北区奉還町２丁目６番24号
債務者　宮本　佳幸
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
福島市飯坂町平野字西原85番地の１
債務者　安達　正芳
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　貴洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
福島地方裁判所